

議会基本条例策定特別委員会（第8回・第9回検討事項）会派検討内容

資料2

検討事項	第8回検討事項		第9回検討事項							
	議会に市長等の出席要請を最小限とすること（※要執行部協議事項）		政策提案の説明要求（※要執行部協議事項）		附帯決議の尊重（※要執行部協議事項）		採択請願・陳情への対応（※要執行部協議事項）		議決事件の拡大（※要執行部協議事項）	
「考え方」 前回提示内容	議会は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を重視した運営に努める。		議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。		市長等は、本会議及び委員会において可決された附帯決議の趣旨を尊重するよう努めるものとする。		市長等は、議会が採択した請願・陳情のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、議会は、市長等に対して、当該請願・陳情に関する処理の経過及び結果について報告を求めるものとする。		議会は、二代表制のもとでの議会の役割を果たすため、法第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大について検討するものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	議会は、市長等に対する会議等への出席要請は、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう努めることとする。	○	—	○	—	○	—	○	—
みらい福島	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
市民21	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
公明党	○	・必要最小限の対応で可。しかし関連して想定される対応の範囲の対応が必要である。	○	—	○	—	○	—	○	—
日本共産党	○	—	○	異議なし	○	・・・趣旨を尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。 ※下線の文言を追加。	○	・・・その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願・陳情に関する処理の経過及び結果について遅滞なく報告しなければならない。 ※下線の文言に変更。	○	異議なし
社民党・護憲連合	○	・地方自治法第121条第1項で示しているとおり。 ・また、福島市委員会条例第21条で示されているが、条文化して、市民の皆様にも明確に示す必要がある。	○	—	○	—	○	—	○	—

※注) 【条例案掲載】欄 ○：盛込むべき、×：盛込まない